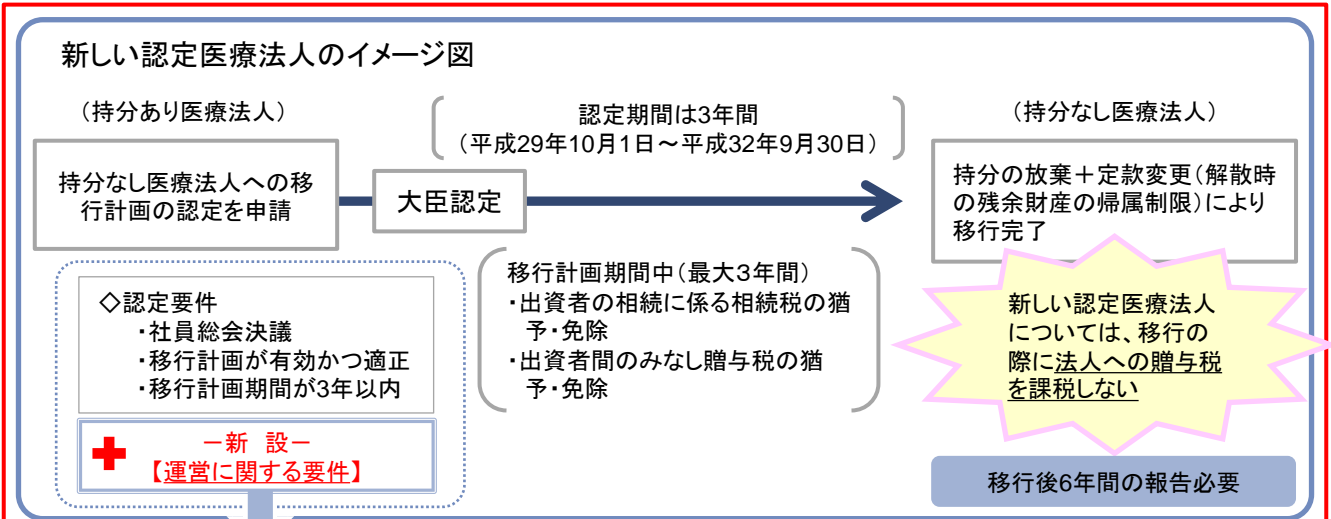


# 《SMBC日興メディカルニュース(2018/04)》

## 「新しい「認定医療法人」の状況」

- SMBC日興証券では、「医療に関する情報提供」に取り組んでおります。
- 「新しい認定医療法人」制度が2017年10月にスタートしております。本書では、現況について簡潔にまとめております。



分類等	運営に関する要件
運営方法	① 当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと
	② 理事・監事に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
	③ 株式会社等に対し、特別な利益を与えていないこと
	④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
	⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと
事業状況	⑥ 社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
	⑦ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されていること
	⑧ 医業収入が、患者のために直接必要な経費の額の150%以内であること

□ 詳細な項目は、厚生労働省の「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」をご確認ください。（医療法人の関係者／特別の利益の供与／報酬等／遊休財産／法令違反／他）

### □ 現状について

- 2017年10月のスタート後、2018年3月までに約40件程度が申請し、半分程度が認定を受けた模様です。
- 「① 当該医療法人の関係者に対し、特別の利益を与えないこと」⇒「特定の方だけが使う・・・」は対応が必要となり、取引については「その妥当性」が求められる模様です。
- 「② 理事・監事に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること」⇒「規程」の作成と「報酬額」の対応が求められます。
- 「④ 遊休財産額」の基準⇒将来に向けて準備している資産にも留意が必要です。「具体的な計画等」や「その目的、合理性」などが確認される模様です。
- 申請時点で上記8項目をクリアする必要があります。法令違反等は「事象」により判断される模様です。
- 審査の期間は、約2～3か月の模様です。
- 医療法人も3月決算が多いため、この3月決算後に申請する医療法人も多いのではないのでしょうか。
- 個別の状況もありますので、専門家への相談や準備作業は早目にご対応下さい。

（出所）厚生労働省「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日）の資料、その後の状況を基にSMBC日興証券ソリューション企画部作成



# 金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)のご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)